

仙台市立中山中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき、仙台市立中山中学校 P T A（父母教師会）（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者（会員を含む）をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長及びP T Aの事務作業を行う教職員とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第8条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料等で各会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙やP T Aホームページへの掲載

- (6) 寄せられた質問などに対する回答
- (7) P T A活動における活動の充実と質の向上
- (8) 表彰に関する事項

(利用目的による制限)

第10条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第13条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 本会は、個人情報を第三者（第13条1号から4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者（第13条1号から4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第16条 本会は、本人から保有個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、直ちにPTA本部役員に報告する。PTA本部は、報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第18条 本会は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(1) 苦情受付窓口は PTA 本部役員とし、会長が対応する。

(改正)

第20条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するのもとする。

附則 本規則は、平成30年9月1日より施行する。